

身体拘束防止マニュアル

○身体的拘束等の適正化のための指針

I 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方

理念：ご利用様を中心としたサービスを提供し、ご利用様の尊厳を守るサービスを提供します。

1 この指針は、浅岸和敬荘（すべての事業所を含む。以下は当施設と呼称）として法人が一丸となって利用者に対する身体拘束を廃止し、利用者の人権および尊厳を守るための以下の諸活動を定めることを目的とする。

（１）身体拘束の理解 （２）身体拘束の防止 （３）身体拘束の廃止

2 身体拘束の定義

厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」では、以下のような 11 の行為を身体拘束にあたるとしている。

- ①徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはすしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。ただし、当施設では上記の行為以外にも利用者の意思に反する、あるいは利用者の意思が確認できないまま行われる行動制限のための行為はすべて身体拘束とみなすものとする。

3 身体拘束廃止の根拠

以下の見地にたち、当施設では身体拘束廃止に向けて取り組むものとする。

- （１）指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者または他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等をおこなう場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（第 11 条 5 項）
- （２）基本的人権は、全ての利用者に保障されている権利であり、身体拘束を行うことはその基本的人権を侵害することである。

II 身体的拘束適正化検討のための委員会その他施設内の組織に関する事項

1 委員会の設置

身体拘束廃止について施設を挙げて取り組むため、当施設に「安全対策委員会」（以下「委員会」）を設置し、「身体拘束ゼロ会議」（以下「ゼロ会議」）を開催することとする。

（１）委員会およびゼロ会議の構成委員

安全対策委員会および身体拘束ゼロ会議は施設長、介護部、看護部、相談部、栄養部、通所介護部、居宅介護支援部、包括支援部の部署職員で構成する。

（２）委員会およびゼロ会議の開催

安全対策委員会は 1 ヶ月に 1 回開催することとし、身体拘束の経過報告を行う（至急検討が必要と判断した場合は身体拘束ゼロ会議の開催を要請する）。身体拘束ゼロ会議は 3 ヶ月に 1 回開催することとし、当該利用者の経過報告、廃止へ向けての対応を検討する。

2 役割

身体拘束廃止について施設を挙げて取り組むため、各職種が以下のような役割を担う。

- (1) 施設長
身体拘束廃止を当施設運営の重要課題として位置づけ、実現に向け強い決意を表明し、リーダーシップを発揮していく。
- (2) 医師
医療行為への指示、看護職員との連携を行う。
- (3) 看護職員
医師との連携を行い、施設における医療行為範囲の整備を図る。重度化する利用者の状態を観察し、看護業務から身体拘束廃止に必要な情報を集約し他職種と共有する。
- (4) 介護部長・主任
身体拘束廃止がもたらす弊害を正確に認識し、現場で発生する問題や課題の解決にあたる。
また、身体拘束廃止に向けた職員教育を行い、情報収集および体制づくりを行なう。
- (5) 介護職員
身体拘束廃止についての施設の方針を理解し積極的に取り組む。利用者の疾病、障害等による行動の特性を理解し、心身の状態を把握し基本的ケアに努める。記録は正確かつ丁寧に記録する。
- (6) 生活相談員・介護支援専門員
家族との連絡体制を確保し、本人および家族の意向に添ったケアの確立を行う。施設のハード面、ソフト面から身体拘束廃止に向けた情報収集および体制づくりを行う。
- (7) 管理栄養士・栄養士
利用者の状態に応じた食事の工夫を行う。経鼻経管栄養から経口への取り組みとマネジメントを担う。

3 委員会およびゼロ会議は下記の業務を行う。

- (1) 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- (2) 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、(1)の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- (3) 身体拘束ゼロ会議において、(2)により報告された事例を集計し、分析すること。
- (4) 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- (5) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- (6) 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

Ⅲ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 介護職員その他の従事者に対する、身体的拘束等の適正化のための研修を実施する。
- (2) 身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発し、当施設の指針に基づき、適正化の徹底を行う。
- (3) 指針に基づいた研修プログラムにより、年2回以上開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

Ⅳ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本指針

- (1) 身体的拘束等について報告するための様式を用いる。
- (2) 当該利用者の担当職員が安全対策委員会担当者へ報告する。

V 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

1 身体拘束を実施する場合の手続き

- (1) 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合として、以下の3つの要件をすべて満たしているか確認する。
 - ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

- (2) 個人または部署のみの判断で安易に身体的拘束を行わない。
- (3) 利用者本人または家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、同意を得る。(同意書への署名、捺印を得る)
- (4) 施設サービス計画書に身体拘束の状況を記載する。
- (5) 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除すること。

Ⅵ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は施設内に掲示し、入所者やご家族等より閲覧の求めがあった場合には、直ちにこれに応じる。

Ⅶ その他身体的拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

身体拘束廃止に向けて恒常的に次の活動を行う。

- (1) 契約書・重要事項説明書に当施設の方針を明示する。
- (2) 必要に応じて、身体拘束廃止への取り組みを担当者会議等で報告する。

1 その他

新規入所利用者への対応

- (1) 入所前の環境における情報収集
相談員は入所前面接時、身体拘束を受けているかどうか確認し、受けているという情報を得た場合、できる限りその入所希望者のところに赴き、以下の情報を収集する。
 - (ア) どのような種類の身体拘束を受けているか。
 - (イ) どのような理由で身体拘束を受けているか。
 - (ウ) どのような時間帯に身体拘束を受けているか。
 - (エ) いつごろから身体拘束を受けているか。
 - (オ) これまで身体拘束を廃止しようとする試みはあったか、あったとしたらその経過を記録する。
 - (カ) 身体拘束を受けていることで入所希望者にどのような影響がでているか。
 - (キ) 身体拘束についての本人や家族の意向を確認する。

- (2) 当施設の身体拘束廃止についての方針を説明

入所希望者が入所前の環境において身体拘束を受けている、いないにかかわらず、当施設の身体拘束廃止についての方針を利用者および家族に説明する。現在、身体拘束を受けている入所希望者には特に念入りに説明する。

- (3) 入所

入所時面接において、上記の検討会議で検討された内容と身体拘束廃止に向けての取り組みを利用者および家族に説明し、身体拘束廃止に向けた取り組みを開始する。

2 身体拘束の期間

原則3ヶ月間として、拘束・行動制限の必要な理由、身体拘束の方法、拘束の時間帯等を家族に説明する。

3 記録の保管

委員会、ゼロ会議の審議内容等、施設内における身体拘束に関する諸記録は利用終了後5年間保管する。

4 指針等の見直し

本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。